

防災行政無線（サイレン）の運用について

1 目的

大規模災害時における避難勧告等発令時、区民に避難情報を迅速かつ確実に伝え、適切な避難行動を促すため、防災行政無線のサイレン吹鳴とともに広報を行う。

2 運用方針

(1) 運用開始日

令和2年8月1日

(2) 放送基準

避難勧告および避難指示発令時

(3) 放送内容（2回繰り返し）

サイレン吹鳴 30 秒 → アナウンス

アナウンス例：避難勧告（指示）発令、安全な場所に避難してください。

(4) 電話応答サービスによる補完

電話の音声ではサイレン吹鳴は行わず、避難情報の詳細（発令情報の種別、避難対象地域等）をアナウンスする。

3 区民への周知スケジュール

6月下旬 区ホームページでの広報

7月中 町会長会議等において自治会・町会への説明

区設掲示板に普及チラシを掲示

8月以降 区報特集号の全戸配布

マイタイムライン講習会での周知